

対象者各位

H28.8.1～

子ども医療費受給資格証(黄色)の交付について
～小学生、中学生、高校生の医療費を助成します～

子ども医療費助成制度の対象者となりますので受給資格証を交付します。受給資格証の有効期間をご確認いただき、裏面の注意事項を十分にお読みになったうえで大切に取扱ってください。

平成28年8月より子ども医療費助成は助成対象を拡大し、小学校就学から高校3年生の年度末(18歳となられて以後初めの3月末)までの方が対象となります。また、入院だけでなく外来受診時も対象となりました。

この受給資格証は、奈良県内の医療機関で受診される際には必ず窓口で提示し自己負担額を支払ってください。その後、医療機関からの受診情報をもとに、自己負担額のうち助成できる保険診療分(入院時の食事代や差額ベッド代、着衣料等は除く)の額を届出口座に自動的に振り込みます。(※支払いは受診月の2ヶ月後の25日を予定)

なお、※奈良県外で受診された場合は、別途請求書が必要になります(自動的に振り込まれません)ので福祉課窓口で申請ください。

- 届出いただいた申請内容(住所・氏名・扶養義務者・所得状況・加入健康保険・振込口座等)に変更が生じた場合は、支給できなくなる場合がありますので、早急に変更手続きを行ってください。
- 医療機関の窓口での支払いについて、貸付制度を利用できる場合があります。
- 助成にあたっては健康保険から給付された高額療養費、家族療養附加金等を控除します。
- 学校での災害で日本赤十字振興センターの保険給付をうけられたものは助成対象外です。

福祉課 地域福祉係
TEL45-5872 内線348

■奈良県外で受診された場合の助成金の請求方法について

《必要なもの》

※請求書は、受診月の翌月1日から受付けます※

1. 印鑑
2. 子ども医療費受給資格証
3. 子どもの健康保険証
4. 自己負担金の領収書(受診者の氏名、保険診療点数の記載のもの)もしくは医療機関などの支払い証明書(受診者の氏名、保険診療点数の記載のもの)
5. その他に書類が必要な場合があります。

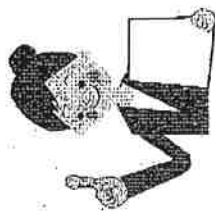
平群町公式HPからもダウンロードできます。

上記1～5をもとに福祉医療費助成金交付請求書に記入・押印・添付のうえ福祉課窓口へ提出してください。なお、1ヶ月ごとに請求書が1枚必要です。

子ども医療費助成制度と心身障害者医療費助成制度との選択について

●子ども医療費助成

助成対象:	小学生、中学生、高校3年生の学年末まで(所得制限無し)
助成範囲:	外来・入院ともに対象。保険診療分返金。(一旦窓口負担 ⇒ 後日助成金の振込み)
資格証の更新手続き等	資格証の有効期限は、小学生の6年間 ⇒ 中学生の6年間。 更新時期に、登録内容の確認書類を送付し新しい証の交付をおこなう。
申請に必要な書類	対象のお子さまの保険証・口座がわかる通帳等・認印・マイナンバーの分かるもの(対象者・扶養義務者)



●心身障害者医療費助成

助成対象:	身障手帳、療育手帳(一定以上の等級)をお持ちで、所得制限内の方
助成範囲:	外来・入院ともに対象。保険診療分返金。(一旦窓口負担 ⇒ 後日助成金の振込み)
資格証の更新手続き等	資格証の有効期限は、毎年8月1日から翌年7月31日までの1年間。 更新時期に、資格証・案内書類を送付。 前年中所得が制限額を超える場合は、更新できません。
申請に必要な書類	障害者手帳、療育手帳・対象のお子さまの保険証・口座がわかる通帳等・認印・マイナンバーの分かるもの(対象者・扶養義務者)

制度間の変更については、申請手続きが必要になります。